

定型約款の一部改正について

令和8年3月1日付で以下の定型約款を一部改正いたします。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

改正する定型約款

- ・当座勘定規定
- ・普通貯金規定
- ・普通貯金無利息型（決済用）規定

令和8年4月1日付で以下の定型約款を一部改正いたします。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

改正する定型約款

- ・当座勘定規定

以上

【改正後】

当座勘定規定

1. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札(削除)（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2. ~32. (省略)

【小切手用法】(省略)

【約束手形用法】(省略)

【為替手形用法】(省略)

以上
(2026年3月1日現在)

【改正前】

当座勘定規定

1. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、普通為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2. ~32. (省略)

【小切手用法】(省略)

【約束手形用法】(省略)

【為替手形用法】(省略)

以上
(2025年4月1日現在)

【改正後】

普通貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手(削除)（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金にかぎります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ~22. (省略)

以上

(2026年3月1日現在)

【改正前】

普通貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金にかぎります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ~22. (省略)

以上

(2025年4月1日現在)

【改正後】

普通貯金無利息型（決済用）規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手(削除)（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金にかぎります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ~22. (省略)

以上

(2026年3月1日現在)

【改正前】

普通貯金無利息型（決済用）規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金にかぎります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ~22. (省略)

以上

(2025年4月1日現在)

【改正後】

当座勘定規定

1. ~ 7. (省略)

8. (手形、小切手用紙)

(1)~(4) (省略)

(削除)

(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当会所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当会が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. ~12. (省略)

13. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。 (削除)

14. ~32. (省略)

【小切手用法】

1. ~ 7. (省略)

(削除)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

(省略)

【約束手形用法】

1. ~ 7. (省略)

(削除)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

(省略)

【為替手形用法】

1. ~ 9. (省略)

(削除)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

(省略)

以上
(2026年4月1日現在)

【改正前】

当座勘定規定

1. ~ 7. (省略)

8. (手形、小切手用紙)

(1)~(4) (省略)

(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当会所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当会が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. ~12. (省略)

13. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。 ただし、その請求があるときは、当会は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

14. ~32. (省略)

【小切手用法】

1. ~ 7. (省略)

8. 小切手用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

(省略)

【約束手形用法】

1. ~ 7. (省略)

8. 手形用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

(省略)

【為替手形用法】

1. ~ 9. (省略)

10. 手形用紙は、当会所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

(省略)

以上

(2026年3月1日現在)